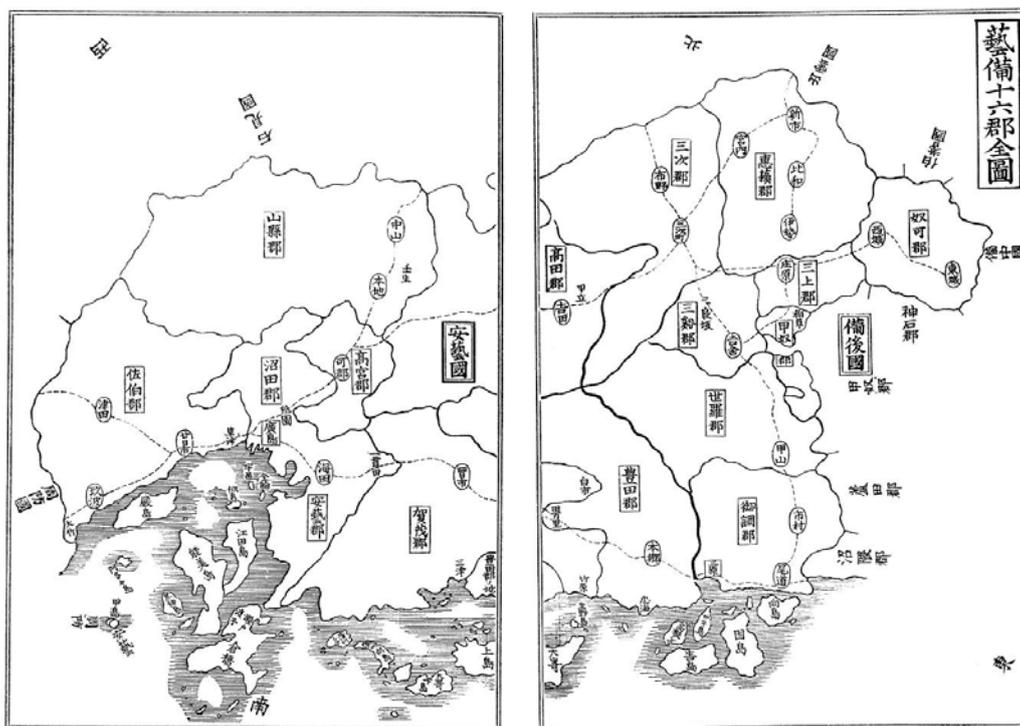


3) 浅野光晟の浅野地詰

19年の福島治世を終え芸備両国は二分され、元和(げんわ)5年(1619)7月に紀伊国和歌山37万石藩主浅野(ながあきら)長晟が、同8月には大和国郡山6万石藩主水野(みづの)勝成(かつなり)ふだいが加増され、夫々安芸全国8郡と備後国8郡⁴¹⁾(芸備16郡)42万6,500石⁴²⁾と、備後国7郡と備中国^{びつちゅうのくに}2郡の一部10万石⁴³⁾を受封し、ここに徳川政権下における広島・福山両藩が成立した。⁴⁴⁾

文化期「芸備十六郡全圖」



岡田俊太郎編輯『復刻 芸藩通史』第一巻(昭和48年、芸備郷土誌刊行会)22頁・23頁

その後、広島藩は寛永9年(1632)9月に初代長晟(47歳)が急逝すると、同10月に浅野(ながあきら)光晟が16歳の若さで襲封し、その輔翼として、又、幕府の意向・助言もあり⁴⁵⁾、翌11月に庶兄(光晟の異母兄)浅野(ながあきら)長治に備後三次(三吉)5万石⁴⁶⁾を分封(分知)させ三次支藩が成立するが、⁴⁷⁾この本藩領高5万石の減少と、これに伴う領主と領土の封地替え、又、先の③慶長検地以後盛んに行われて来た新田開発や天災による損地⁴⁸⁾や地味の変化など、村によっては現実の生産力にかなりの差異を生じたことも相まって、領高の再確認、即ち検地の必要性が生じた。⁴⁹⁾

そこで藩直轄の蔵入(くらいり)地に対しては、寛永13年(1636)⁵⁰⁾から同15年(1638)にかけて、又、家老以下家臣の給知(給地)には正保(しょうほう)3年(1646)に検地(地詰)が実施された。

この両度の検地は、「寛永地詰」とか「正保地詰」、又、④「浅野地詰」⁵¹⁾とも呼ばれ、

先ず、各村から先の③慶長検地帳を提出させ、その記載と現況が然程^{きほど}違^{ちが}いがない場合は、③慶長検地帳をそのまま確認するか、或は^{むらだか}村高^{むらだか}を変更しない一村限りの「地概」⁵²⁾ (村民間における高の不均衡是正措置であるが、他村との是正措置には至らず、通常は村方から願^{まが}い出^でる) で済ませ、一方、③慶長検地で毛利遺臣^{いしん}の一部有力地侍^{じざむらい} に対し、郷士^{ごうし}身分を認め強調を図り、あえてその地域には検地 (地詰) 奉行を派遣せず、指出^{さしだし}検地で済ませた地域や、生産力にかなりの差異がある地域については、検地奉行を派遣して徹底した検地を実施した。

結果、先の三次支藩分封による本藩領高 5 万石の減少^{ほてん}を補填するが如く、5 万余石の内高の創出をみた。言い換えれば、この補填こそが、この検地=④浅野地詰の主たる目的であったことに相違ないと言えよう。

斯くして広島本藩 42 万 6,500 石⁴²⁾ の領高と、外様大名としての序列・格式が保持され、前治世よりも更に、近世村落^{むらだか}の村高と行政区画を創設 (村切・村限^{むらぎり}とも) し、同時に一般下層農を自立 (本百姓化) させ、郷士制を廃止し、在地における「兵農分離」も徹底させるなど、藩の財政基盤と封建=幕藩体制をも確立して行くのである。⁵³⁾

尚、この時作成された地詰帳は、「御本帳」²⁸⁾ と呼ばれ、以後、近世を通して村高の基準とされ、村々で最も重んぜられた。⁵⁴⁾

又、この④浅野地詰で使用された間竿も、先の毛利・福島治世での②惣国・③慶長検地と同じ「六尺五寸」竿⁵⁵⁾ であるが、この時の検地条目たるものは知られていないようである。今回は、前シリーズの注釈で一部紹介したものの、検地条目と言える程の体裁は未だ整ってはいないが、改めて寛永 13 年 (1636) 8 月 21 日付けの郡奉行浅野出羽守と算用奉行⁵⁶⁾ 湯川五兵衛・同井口金右衛門から、地詰奉行川崎多左衛門、清水忠兵衛・西川角左衛門に宛てた 7 か条からなる“覚”「地詰斗代の書付」(「玄徳公済美禄」巻七) を紹介しておく。⁵⁷⁾

覚『玄徳公濟美録』卷七

- ① 上島 壱石弐斗
- ② 上下 壱石壱斗
- ③ 中島 壱石
- ④ 中下 九斗
- ⑤ 下島 七斗
- ⑥ 下々 五斗
- ⑦ 見付島 14 三斗

以上段取なし

此度之地詰之斗代付、右書付之通ニ可被仰付候、以上

子八月二十一日

湯川五兵衛 花押

井口金右衛門 花押

浅野出羽守 花押

川崎多左衛門殿

清水忠兵衛殿
西川角左衛門殿

- 41) 安芸全国は、広島藩府を含む安芸、沼田・佐伯・豊田・山県・高宮・賀茂・高田 8 郡。備後国 8 郡は、御調・世羅・三谿・三次・恵蘇・三上・奴可・甲奴（一部）8 郡。又、甲奴郡中、矢野・深江・本郷・西野・梶田・知和（千和）・稲草・木屋 8 か村が浅野封地であった。『広島県史』近世 1 通史Ⅲ（昭和 56 年、広島県）120 頁（表 28 広島藩の知行高）・1238 頁・1243 頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和 51 年、広島県）解題 42 頁・114 頁（浅野家文書「芸備初知郷村帳字面写」下 備後国御知行帳）、小鷹狩元凱『藝藩三十三年録』全（明治 26 年、弘洲雨屋）21 頁
- 42) 正確には、「福島検地」で確定した領高 42 万 6,563 石。千代田町役場編『千代田町史』通史編(上)第 7 卷（平成 14 年、同役場）529 頁、『広島県史』近世 1 通史Ⅲ（昭和 56 年、広島県）107 頁（表 20 浅野氏知行の変遷）・121 頁・1243 頁、広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和 51 年、広島県）解題 42 頁、小鷹狩元凱『藝藩三十三年録』全（明治 26 年、弘洲雨屋）21 頁
- 43) 備後国 7 郡は、深津・沼隈・芦田（葦田）・品治（ほんち）・安那・神石（亀石）・甲奴（甲怒）（一部）7 郡で、備中国の一部は、小田・後月 2 郡の一部である。尚、甲奴は 19 か村、小田は 20 か村、後月 1 か村（高屋村）が水野封地であり、領高は 10 万 12 石余である。『広島県史』近世 1 通史Ⅲ（昭和 56 年、広島県）123 頁～124 頁（表 29 福山藩の知行高（水野氏））、『広島県史』近世資料編Ⅰ（昭和 62 年、広島県）930 頁～934 頁（「水野記」六 備後国領知郡村并嶋之名事）・1384 頁～1388 頁（「水野様御一代記」御前帳本高）・1423 頁（補注）、広島県史』近世資料編Ⅱ（昭和 51 年、広島県）89 頁～92 頁（徳川家綱領判物・目録）、岸田裕之編『広島県の歴史』県史 34（1999 年、山川出版社）166 頁
- 44) 一般に「藩」とは、幕府権力の保障のもと、大名（領高 1 万石以上）が支配する領域及びその支配機構を総称して「藩」と言い、支配者たる大名を「藩主」と呼ぶが、幕藩時代には「広島藩」とか「浅野藩」、又「福山藩」とかと称することはなく、正式に「藩」と公称されたのは、明治元（1868）年に明治政府が旧幕領（天領）に府県制を設け、旧大名領を「藩」と称したのが最初で、明治 4（1871）年の廃藩置県によって廃止された。もっとも公称で

はなかつたと言え、文政8(1825)年に頼杏坪(名は惟柔で山陽の叔父にあたる)らによって編纂された『芸藩通志』では、広島藩を「芸藩」と称し、書中にも「藩府・藩家・藩君・本藩・我藩・藩士・通藩・藩内」等の語が見られる。『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)104頁～105頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)解説17頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

尚、『芸藩通志』(全159巻)は、八代藩主浅野齊賢が、儒臣の頼杏坪・加藤棕蘆(景績)・頼舜燾等に命じ、文化元(1818)年から着手し、同8(1825)年に編纂された安芸・備後国一部(芸備十六郡)に亘る芸備叢書(地誌)である。又、杏坪は、奴可・三上・三次・恵蘇等郡支配=代官を歴任し、後に三次町奉行も務め、備後北部の地方政治の実際に携わった。『広島県史』近世資料編Ⅰ(昭和62年、広島県)11頁・16頁～17頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)1247頁、岡田俊太郎編輯『復刻 芸藩通志』第一巻(昭和48年、芸備郷土誌刊行会)5頁～6頁・22頁～23頁・藝藩通志を刊行するに就て1頁、土井作治監修・秋田隆幸外編『図説 備北・安芸吉田の歴史』(2000年、郷土出版社)156頁、後藤陽一監『広島』史蹟郷土史(昭和55年、講談社)362頁

- 45) 浅野広島藩の藩譜実録『玄徳公済美禄』(巻三)にある浅野長治分知一件の中の安芸守光晟継目被仰付候時覚書(寛永9年10月29日西御丸に於て)とあり、安芸守光晟継目御礼之時覚書の第4条にその理由を「一 其時御直之上意ニ但馬久敷不煩 残 多 思召 候旨御誼有之、又上意ニ安芸守わかい程ニ因幡年かうはいでもある程に、一所ニなつて用ニ立かせんであるふすと上意之事」(寛永9年11月1日御本丸御黒書院に於て)としている。

尚、条文中の「掃部頭」は幕閣老臣の井伊掃部頭直孝、「大炊頭」は同じく土井大炊頭利勝(慶長15(1610)年～後の寛永15(1638)年まで老中に就き、以後歿する同21(1644)年まで大老を務めた)であり、他にも松平(奥平)下総守忠明・酒井雅楽頭忠世(慶長15(1610)年～後の寛永11(1634)年まで老中を務め、再び寛永13(1636)年3月12日に老中となったが、同年同月19日に歿した)・酒井讃岐守忠勝(寛永元(1624)年～後の寛永15(1638)年まで老中に就き、以後明暦2(1656)年まで大老を務めた)・稲葉丹後守正勝(元和9(1623)年～後に歿する寛永11(1634)年まで老中を務めた)が列座した。又、「五人之家老共」は、浅野家の家老浅野甲斐守忠長、同上田主水祐重安²⁸⁾、浅野摂津守高英、竹本外記永忠、寺西将監利之で、「但馬」は父浅野但馬守長晟、「因幡」は浅野因幡守長治である。『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)488頁・491頁～493頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)1243頁・1249頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

又、上述『済美禄』は、寛政12(1800)年に城内用達所に御日記調席(編修局)が設けられ、藩主の記録や各役所の旧記等をひろく収集し、文政3(1820)年に藩祖浅野長政～六代藩主宗恒までの世紀が完成し、七代藩主重晟以降十二代藩主長勲至る世紀を明治になって浅野家の手で編修し、完成は明治末年に及んだ歴代藩主の事蹟全466巻893冊に及ぶ編年体の藩譜実録である(三次・赤穂分家も含むと全496巻924冊に及ぶ)。『広島県史』近世資料編Ⅰ(昭和62年、広島県)11頁・16頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)解説45頁

- 46) 三代将軍家光から浅野因幡守(長治)への寛永11(1634)年8月4日付けの領地判物には、「備後国三吉・恵蘇両郡、御調・世良二郡之内四万七千五百拾石余、安芸国佐西・豊田・高田三郡之内式千八百四拾石余、都合五万石^{日録在}別紙事宛行之畢、全可領知者也、仍如件」(4万7,050+2,840=4万9,890石)とある。『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)解説42頁・84頁・88頁

- 47) その後、三次支藩では明暦3 (1657) 年に地詰をしており、先の福島正則の③「慶長検地」の際、在地の土豪による書出 (指出検地) で済まされた地域や同検地以後の開拓地の造成・新田開発等により、村況の著しく変わった村について、特に念入りに実施されたとされている。この点は④「浅野地詰」と同様である。

尚、同藩は、四代藩主浅野長経 (10 歳) が享保 4 (1719) 年 4 月に歿し、嗣子断絶により、その遺領 5 万石は、広島本藩 (五代藩主浅野吉長) に還付となったが、本藩も再び長経の弟「長寔」に分封させるも、翌 5 (1720) 年に長寔 (7 歳) も早世したため、遺領 5 万石は再び本藩還付となり、三次支藩は 88 年にして絶藩となった。又、その遺領は郡代支配となったが、享保 7 (1722) 年 2 月から郡代を廃止し、郡奉行が置かれ、宝暦 8 (1758) 年 11 月には代官支配に改められた。その後、文化 10 (1813) 年に町奉行が置かれ、郡・町の別支配が復活したが、幕末元治元 (1864) 年に藩政改革の一環として、再び代官支配に改められ、三次町奉行は廃止された。『広島県史』近世 1 通史Ⅲ (昭和 56 年、広島県) 143 頁～147 頁・1243 頁～1245 頁・1249 頁～1251 頁、『広島県史』近世資料編Ⅲ (昭和 48 年、広島県) 解説 56 頁～57 頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』(1969 年、広島県) 年表 11 頁～12 頁、『広島県史』近世 2 通史Ⅳ (昭和 59 年、広島県) 535 頁～536 頁

因に、三次初代藩主浅野長治の室娘 (阿久利姫) 瑤泉院 (ようせんいん) が、播磨国赤穂三代藩主「浅野内匠守長矩」の妻室である。又、長矩の歿後は三次で隠棲した。『広島県史』近世 1 通史Ⅲ (昭和 56 年、広島県) 144 頁・1250 頁、児玉幸多＝北島正元編『物語藩史』第六卷 (昭和 40 年、人物往来社) 165 頁

- 48) 『徳川幕府県治要略』では、「損地」を「山崩、出水、等の天災に罹り、田畑屋敷の荒亡せしを損地と云ふ。損地は荒亡の事由を付し高内引⁷²⁾として減租す、之を連々引と云ふ、其名稱概ね左の如し。」とし、山崩・川欠のほか「崖落・川成・淵成・海成・浪欠・押堀・河原成・石砂入」を挙げている。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』(昭和 46 年、柏書房) 136 頁・146 頁

- 49) 児玉幸多＝北島正元編『物語藩史』第六卷 (昭和 40 年、人物往来社) 166 頁～169 頁、後藤陽一『広島県の歴史』県史シリーズ 34 (昭和 47 年、山川出版社) 96 頁～97 頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ (昭和 51 年、広島県) 解題 55 頁～同 56 頁・40 頁～42 頁

又、元和五 (1619) 年浅野長晟の受けた朱印状と知行帳では千数百石の差があった。その差を補うために光晟は、この④「浅野地詰」以前、襲封直後にも広島町新開の地詰を行った。新開地詰奉行として松原市兵衛・竜神治部右衛門・長田孫市が任ぜられている。この結果、二千六百石余が打出され、寛永十一 (1634) 年「安芸国備後国御知行帳」で幕府から承認された。『広島県史』近世資料編Ⅲ (昭和 48 年、広島県) 49 頁～50 頁 (広島新開地詰に關し申渡す覚 (寛永 10 (1633) 年 11 月 11 日付け上田備前守所「広島廻り新開地詰之覚」3 か条) (注釈)・88 頁

- 50) 『広島藩御覚書帖』二の「一 御領分惣御高」の佐伯郡の部に「外 六百八拾七石式斗五升三合 山県郡へ入穴村分百式拾八石式斗六升五合 (己斐村山田村御拝知高ノ内寛永拾三年正保三年地詰ニ欠ル)」とあり、同安芸郡の部にも「外 九百拾一石三斗八升五合 町組支配ニ成 三石六斗式升八合 (新山村平谷村御拝知高之内寛永拾三年正保三年地詰ニ欠ル)」とあることから、寛永 13 (1636) 年頃からこの地詰は実施されていた。『広島県史』近世 1 通史Ⅲ (昭和 56 年、広島県) 283 頁、『広島県史』近世資料編Ⅰ (昭和 62 年、広島県) 85 頁・89 頁・104 頁

又、本文でも紹介する寛永 13 (1636) 年子 8 月 21 日付けの郡奉行浅野出羽守・算用奉行湯川五兵衛・同井口金右衛門から地詰奉行川崎多左衛門・清水忠兵衛・西川角左衛門宛の“覚”「地詰斗代の書付」(「玄徳公濟美祿」巻七) には、畠 (畑) の斗代を 7 等級 (上 畠～下々・見付畠¹⁴⁾ = 1 石 2 斗～3 斗) までとし、「此度之地詰之斗代付、右書付之通ニ可被仰付候、以上」とあることから確かであろう。『広島県史』近世資料編Ⅲ (昭和 48 年、広島県)

尚、『広島藩御覚書帖』は、従来「広島藩諸覚書」とか「広島藩覚書」、更には「七書」・「芸藩事績」・「芸備事績」とも呼ばれて来た経緯があり、その原型が成立した享保 3 (1718) 年 (享保の大一揆) 以後、少なくとも 2 回 (享保 5 (1720) 年下半期及び同 11 (1726) 年) の大きな補訂を経て今日に伝えられていることが知られており、現藩主 (五代藩主浅野吉長^{よしなが})⁴⁷⁾ よって領域の藩治事項を掌握するために作成されたもので、18 世紀初頭の広島藩の大勢 (藩治一般) を知る上では、極めて価値高い内容をもつ史料とされている。『広島県史』近世資料編 I (昭和 62 年、広島県) 14 頁～同 21 頁

- 51) 「浅野地詰」は、文化 3 (1806) 年 (于時文化三年丙寅^{ひのえとら}) 六月『佐伯郡廿ヶ村 郷邑記』 (三原市立図書館蔵) によると「(中略) 福島正則公慶長五年御入国^{ごにゅうこくあり}有テ同六年^{ごにゅうこくあり}掉入^{おとしこ}之由^{よし}御治国^{ごにじつこく}廿年^{ごにじつこく}程、其後浅野但馬守 (長辰) 元和五年御入国、同六年庚申^{かのえさる} (かのえさる) 六月高宮郡御掉入^{ごにゅうこくあり}有之、此帳ニハ安北郡ト有村々モ有、二村ニ分レ上中下トナルモアリ、一村ヨリ分ケ出シ別名ノ村モアリ、其後寛永ノ御掉ト世上ニ申セトモ、御領内不残掉入タルトモ不承^{ふしやうのところがら}也、(中略)」とあり、「寛永の御掉^{おきお}」とも呼ばれていた。廿日市町編『廿日市町史』資料編 II (昭和 50 年、廿日市町) 567 頁・570 頁、広島県史』近世 1 通史 III (昭和 56 年、広島県) 1243 頁

- 52) 『芸州政基』⁵⁵⁾ には、「検地とは田畠屋鋪之境を極メ、畝町之数を極メ、斗代之位を言、御領内にては地詰ともいふ也」(郡方御政務 検地之事) とし、「地概とは田畠畝高之不同有之を地見にて位を改、竿入して無甲乙様に畝高を平等ニ概ヲいふ也、地概之役割・勤方、万事検地之仕形ニ替儀無之ニ付、其作法省略之、但検地者畝高之増減、位之高下 (たかひく) ニ寄テ村高改也、地概者実者畝高増減出来^{でき}候ても、村高之辻ハ有来之とあり通を用ヒ置、其高を今度改之田畠江割付也、(中略) 検地ハ諸入用 御米銀出に成、地概ハ村方之入役ニ相成儀古例と相見候 (地概之事) と説明している。又、本文後に「私日」と言う体裁の説明には、「勿論地概ニ而も必けんぶん^{けんぶん}見分^{けんぶん}之奉行^{ひんぎん}老人^{ひんぎん}ハ竿入候間^{あひださしだされべく}可被差出候、左様無之候てハ村役人と百姓との我儘もハカリかたく下方^{したかた}治り^{なご}微し可申候、自村として地見方^{じみかた} 39)・傍爾方^{ぼうにら} 66)・竿打^{さんうち} 17) 等迄相済候へハ、まかない飯米も銘々ハ喰出ニいたし候故格別之費^{ついでこれなく}無之、諸雑用共検地とは懸隔^{けんかく}少ク而相済也、万事ニ付地概等程宜^{つぎ}御仕向ハ有ましく候、但地概も検地同然^{どうぜん}永く村方根本大切之儀故、其時ニ臨ミテ仕向取計^{しこうとりけい}ニ心得有ヘキ事也、(中略) 然とも奉行役人之風俗ニ而検地之概^{けんちのざい}取計候人も、畝も打出し高も増候を精出して御為^{おんため}いたしたると申様ニ外よりも相見、指当模様も宜^{よろしき}候様ニ心得候人多^{おおく}相聞候、其利害当分ニ而ハ不願候得共、此筋ハ畢竟大^{おほ}ニ御為ニ不成事と相見候、凡^{おおよそ}万事一旦之事ハ追而可改^{おいて}儀も相成候事有之候得共、検地之概^{けんちのざい}之儀者容易ニ難改^{なんかへ}候故、此所重々愚按^{おぼろ}記置候也」(地概之事) とある。『広島県史』近世資料編 II (昭和 51 年、広島県) 解説 59 頁・766 頁・773 頁～774 頁

又、『芸備郡要集』(編者・成立期 (享和期 (1801 年～) 以降と推定される) とも不詳) 一 (斗代盛 分米 高并 免定 新開見取^{あき} 圃^かキ高 免之^{たえ} 譬) には、「公儀より地頭へ郡村御引渡之節者検地といひ、地頭より田畑の畝数を定むるを竿入と唱へ、下方ニ而百姓同志改^{かへ}を地こぶりとふ、何れにしも其仕形甚^{おほ}嚴重之事ニ而一往の行にては難成事也、」と説明しており、二 (土免) には、「田畑之畝数を改^{かへ}るを検地とも言地概共言、地詰・竿入・竿打・地こぶり共いふ、如斯^{かくのごとく}して畝改^{あゝかへ}高居^{たか} (う) る事前にいふ如く也、」とある。

広島藩では、この「地概」を「地坪^{ならし}」とか「地押^{ならし}」、又「地槩^{ならし} (ならし)」とも書き、「地こぶり^{じおさえ}・地押^{じおさえ}・竿入 (掉入)・竿改^{あゝかへ}・村概^{むらならし}」とも呼ばれている。広島県史』近世 1 通史 III (昭和 56 年、広島県) 287 頁、『広島県史』総説 (昭和 59 年、広島県) 187 頁・202 頁～205 頁、『広島県史』近世資料編 III (昭和 48 年、広島県) 641 頁、廿日市町編

『廿日市町史』資料編Ⅱ（昭和50年、廿日市町）』50頁・51頁・102頁・104頁・570頁・769頁（解題）（『芸備郡要集』全）、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅲ（昭和52年、廿日市町）79頁、福尾猛市郎監『広島』歴史と文化（昭和55年、講談社）95頁

代官の配下の手付・手代が年ごとに交代で検地などの役割を分担した



石井良助外監『古典体系 日本の指導理念 11』服務規律の変遷 官人の生態を映す鏡

（昭和59年、第一法規出版）口絵及び注釈

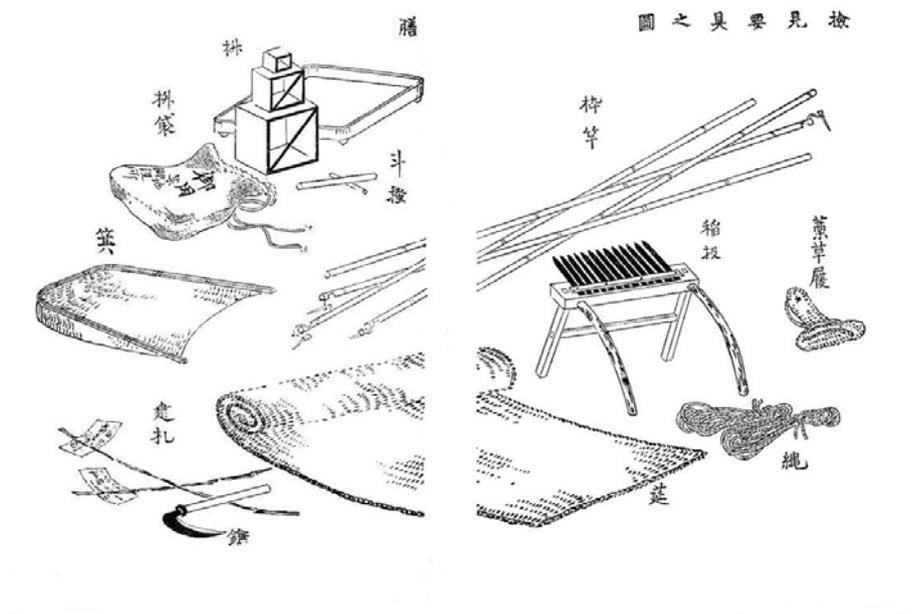
幕府の代官（旗本が任じられた）は、幕領（天領）における地方官で、10万石以下の領域を支配した。それ以上を支配していたのが郡代であり、職^{しよくしやう} 奉^{ぐんだい} はほぼ同じであったが、格式はその広狭の差で郡代が上であった。又、これらの配下（属吏）にあるのが、手付^{てつき} と手代^{てだい} で、職^{ぼくしん} 奉^{ぼくり} もこれと同様であったが、手付は幕臣（幕吏）であり、手代は同格に準じた身分でありながらも、給与は代官所経費中から支払われ、格式は手付が上であった。

石井良助外監『古典体系 日本の指導理念 11』服務規律の変遷 官人の生態を映す鏡（昭和59年、第一法規出版）239頁・255頁、朝尾直弘＝宇野俊一＝田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）

尚、「竿入」は、検地や地詰と同義に使われる語でもあるが、検見⁴⁰ の際、坪刈^{つぼがり}（歩刈^{ぶがり}・坪切^{つぼぎり}とも）を行う時の杵竿^{わくざお}（坪杵^{つぼわく}とも）を入れる作業を又、「竿入」とも言い、その作業者を竿取^{きおとり}とも言うので、広義では、検見自体（もつとも検地の際も検見は行が）や坪刈を指す語とも考えられる。『徳川幕府県治要略』では、「竿入は稻草の植並に^{さおいれ} 随^{いな}ひ。根株に密接し、先ず二方に杵^{おく}を据^すへ、竿^いを入るゝを例とす、之を二方付けと云ふ、又植並の都合に依り三方付けと爲す事あり、」とし、杵竿を「曲^な窟^{がみ}なき竹竿四本を撰^{えら}み、六尺一分の方形とし、四隅切違^{よすみ}ひ組立、取外^{とりはず}し

を自在ならしめ、^{とうか}稲禾坪刈の用に供す。」と説明している。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）213頁・221頁、石井良助外監『古典体系 日本の指導理念 11』服務規律の変遷 官人の生態を映す鏡（昭和59年、第一法規出版）239頁・255頁

けみようぐのず
検見要具之圖



安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）222頁・223頁

- 53) この「浅野地詰」の成果として考えられている、後の寛文4（1664）年に幕府に届出た「公儀江上ル御帖面惣高寄^へセ」（『広島藩御覚書帖』二）によると、新田高は1万7,289石余、^{おんおぼえがきちやう}改出高、^{あらためだし}即ち地詰打出分が3万4,308石あり、都合5万1,597石の内高創出をみている。又、村数も元和5（1619）年に699ヶ村（「安芸国・備後国知行帳」）であったのが、文政8（1825）年には836ヶ村（「芸藩通志」）と137ヶ村もの増加を示しており、この数は「浅野地詰」の際に創出された村が主と考えられている。

『広島県史』近世資料編Ⅰ（昭和62年、広島県）98頁・207頁（補注）、『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）121頁・139頁～140頁・143頁～144頁・283頁～287頁・297頁～299頁、『広島県史』総説（昭和59年、広島県）170頁～171頁、広島市（広島市公文書館）『図説広島市史』（平成元年、広島市）201頁・203頁、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ（昭和50年、廿日市町）39頁（解説）

- 54) 『広島県史』近世1 通史Ⅲ（昭和56年、広島県）286頁、広島県総務部県史編さん室『広島県の歴史』（1969年、広島県）150頁

「検地帳」が封建＝幕藩体制のシンボルとまで言われる由縁はここにある。『徳川幕府県治要略』でも「全村地籍の基礎にして、村民に在りて最重の簿冊とす、（中略）」とあり、検地帳は村方第一の公文書として^{ていちょう}鄭重に保管された。安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）193頁、福島正夫『地租改正の研究』（オンデマン

ト版) (2003年、有斐閣) 211頁・214頁・267頁

先の『芸州政基』⁵⁵⁾にも、「但 地概も検地同然永く村方根本大切之儀故、(中略)」(郡方御政務 地概之事)とあることからも察しがつく。又、**28)**でも触れた通り、「検地帳」が亡失した場合、再検地(合穂概)が実施されるくらいある。先の佐伯郡宮内村の明和初(1764~)年頃の「福島大夫様御検地指出シ帳」(文政拾(1827)年亥正月[写])及び文政2(1819)年の「国郡志御編修下しらべ書出帳」の注記にも同様に「右者先年御驗^{〔検力〕}地御本帳前ヲ以度々指出帳差上ケ申候 控如此御座^{〔候脱力〕}、然ル処右御本帳先年焼失仕候而、其後明曆年中ニ合穂概ニ被仰付、右通リ御座候」及び「右慶長年中御検地御本帳先年焼失仕 当時無御座候得共、積年御差出帳控如此御座候、右御本帳焼失ニ付明曆年中合穂概し被為仰付、当時御取立帳面左之通」とある。

『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)774頁、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ(昭和50年、廿日市町)547頁・582頁・611頁

- 55) 『芸州政基』にも「間竿ハ六尺五寸ニメ両端ニ鑿(砂摺・銅巻の意)を付用ユ、」(郡方御政務 検地之事)とあり、当然、「畝高トハ田畠之数を言、地之一坪六尺五寸四方を田畠にて壹歩とす、壹歩ツ、三拾を一畝とす、壹畝ツ、十ヲ壹段〔段ヲ通用シテ反ト書〕とす、壹反十ヲ一町とす、是より拾町・百丁・千町・万町ニ及フ、但 備後之内今公領(天領の意)之村々并 福山領などハ六尺四方を壹歩と定 候由、」とある。(同 畝高之事)『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)763頁・766頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)79頁・281頁・285頁、佐藤甚次郎『公図読図の基礎』(平成13年(2001)、古今書院)121頁・207頁

尚、『芸州政基』(浅野家文書)とは、その著者は明らかでないが、五代藩主浅野吉長治世の享保末年(享保18年(1733)丑5月の年月あり)に成立した郡方御政務(農政)の御書本(25項目)で、これを六代藩主浅野宗恒が宝暦9年(1759)9月に書写し「芸州政基」と名付け、その後七代藩主浅野重晟が拜受(「此書物ハ但馬守(宗恒致仕後の称)様御写置被遊先年致拜受候)し、天明2年(1782)3月8日付けで重晟から年寄衆(年寄上座の堀勘解由外3名)へ下げ渡された(「執政之為ニ從重晟公御渡 被為置候) 藩主代々門外不出の秘書(「しかしながら他人・他国江出スヘからず、そのよに文字の転倒多し、猶後世の俊賢君(藩主)而已)であった。『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)762頁~794頁・解説59頁、『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)1244頁~1246頁、近世2 通史Ⅳ(昭和59年、広島県)36頁

- 56) 後の慶安元(1648)年から、算用奉行が「勘定奉行」、役所も算用場から「勘定所」と改称された。『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)164頁、広島市(広島市公文書館)『図説広島市史』(平成元年、広島市)201頁

- 57) 『広島県史』近世資料編Ⅲ(昭和48年、広島県)69頁~70頁、児玉幸多『近世農民生活史』(昭和46年、吉川弘文館)43頁

尚、「玄德公」⁴⁵⁾とは、二代藩主浅野光晟である。『広島県史』近世1 通史Ⅲ(昭和56年、広島県)1243頁~1244頁、『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県)解説45頁

又、地詰(検地)奉行川崎多左衛門は、周防才兵衛及び市川長大夫と共に、安芸国佐西郡廿日市町、廿日市内後地分及び地御前村へ「寛永拾五(1638)年十月五日」付けで地詰帳(御本帳)を交付している。廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅱ(昭和50年、廿日市町)207頁・222頁・227頁・615頁・650頁

